

河川事業の評価手法に関する研究会

第 1 回 議事概要

1. 日時 平成 23 年 9 月 5 日（月）14：00～16：00
2. 場所 第 3 号館 4 階特別会議室
3. 出席委員 小林座長、清水委員、多々納委員、戸田委員、中嶋委員、松村委員

4. 議事

（1）研究会の設立等について

- ・「河川事業の評価手法に関する研究会規約（案）」について了承を得た。

（2）評価手法における検討課題について

- ・委員からの主な発言は、以下のとおり。

○主な発言等

【これまで見込まれていない評価項目の定量的な評価手法（資料 4）】

- 定量的な評価手法の検討に加え、定量的に評価したものを評価体系の中でどのように取り扱うのかという議論が重要ではないか。

【長期効用資産であることを踏まえた評価手法（資料 7）】

- 一義的には、治水事業のように安定的に長期に便益を得られるものが社会的割引率 4%という高い率でいいのかという問題提起と認識。治水事業だけ極端に低くすることが可能なのかという問題はあるが、この低金利の時代に 4%が高すぎないかという問題提起はもっともであると思う。

【残事業の投資効率性が基準値を下回った場合の取り扱い（資料 8）】

- 一般的なリスクの管理等を鑑みると、効果を評価する単位は事業の目的の単位と同一にするべきだと思う。今回のケースで言うと、A 川、B 川、A ダム、B ダムトータルで考えての効果を評価すべき。

- 現行の残事業 B/C の評価については、例えば、流域の資産・人口が減少して B が非常に出なくなった、あるいは守る必要がない地域になったという場合については、事業をしなくていいということを説明するための仕組みと思われるが、この仕組みを適用すると、例えば下流部の河川整備を先行し、流下能力を確保してから上流部の河川整備を行う場合、上流部の整備が実施しにくくなるような評価の仕方になってしまうということかと思う。これに対する 1 つの方法としては、B/C の算出にあたり確率規模の上限（例えば 1/100）が適切か、すな

わち安全度を見直すことが考えられる。もう1つの方法は、全体評価の仕方と個別評価の仕方が整合するような方法を考えることかと思う。

○本資料に記載されていることは、全体としての効率性が高ければ、残価値の効率性が仮にB/Cの基準値を下回っていたとしても、ノーチェックでやっていいということではなく、もう一度ある種の精査を行った上で対応を検討することなので妥当だと思う。しかし、残事業でみて基準値を下回っていても全体事業で基準値を上回っていればノーチェックで問題ないとするのなら、費用便益分析の基本的な発想に反する。

○B/C重視だと、例えば、B/Cの高い左岸側は整備できるが、B/Cの低い右岸側は整備できないということになる。すると左岸の整備によって治水バランスがくずれ、右岸で今まで発生しなかった被害が発生することがある。左右岸の治水バランスも考慮して、実施すべきという判断は河川事業の性格から当然で、一律にB/Cだけで評価するのは別のフレームワークを設けておいた方が良い。B/Cで基準値を下回るかどうかは1つのチェック項目であり、評価が河川事業の性格から適切かどうかは、個別事業の事情を踏まえて判断をするというプロセスがフローとして組み込まれていれば良いと思う。

○B/Cは重要な基準であり、きちんと評価することが必要であるが、それぞれの河川の特性を踏まえてケースバイケースにならざるを得ないのかと感じる。また、上下流、左右岸の安全度の違いはある程度出る時もあるが、歴史的な背景等も踏まえてバランスを確保しながら順次整備してきているので、流域でみていく視点が必要かと思う。

○「残事業の投資効率性が基準値未満の場合の具体的な対応」のページの考え方については、各委員にご異論はなかったように思う。

1つは、全体のB/Cが基準値を上回っておれば機械的にOKということにはならないということ。もう1つは、事業をどういう単位で定義するのか、あるいはもっと言えば事業内容の妥当性、ここを具体的にどのように考えていけばいいのかということ。1つの考え方として、事業の目標や実施手順の妥当性、上下流・左右岸、それから河川間の治水バランスについて、当初の計画の内容にさかのぼって改めて確認していくことが必要かと思う。

【その他】

○次回の日程については、後日、調整することとなった。